

災害に便乗した犯罪にご注意!!!

悪質商法

屋根が壊れているから、
すぐに修理しますよ。



●被災者宅に押しかけ 勝手に工事

「屋根が壊れているからすぐに修理しますよ。」等と、依頼もしていないのに勝手に工事をを行い、高額な料金を請求する。

対策

千葉県内では、このような事例が実際に発生しています。
勧誘等の電話や訪問には、慎重な対応をお願いします！
「おかしいな」と思ったら、最寄りの警察署又は110番通報をお願いします。

市役所(保険会社)の依頼で
無料の調査をしています。



●無料点検で不安をあり 工事を契約

「市役所(保険会社)の依頼で無料の調査をしている。」等と家屋調査を行い、「すぐに修理が必要。今やらないと大変なことになる。」等と不安をあおり、工事を契約させる。

正規の工事は
後日となります。



●応急措置のみで 現金を受け取り音信不通

ブルーシートで応急措置のみを行い、工事代金を受け取り、「正規の工事は後日となる。」等と言って立ち去り、以後連絡が取れなくなる。

対策

- 災害に備え、持ち出す貴重品を整理しておきましょう。
- 現金等の貴重品、身分証等は、どんな時も、肌身離さず持ち歩きましょう。
- 避難する際、戸締りができるようであれば、しっかりと戸締りをしましょう。

空き巣・盗難



●避難している住宅への 空き巣

避難し、無人となった住宅に対する空き巣被害が懸念される。



●避難所での盗難

避難所における置引きや、すり等の盗難被害が懸念される。





保険金が使える

住宅修理サービスなどの

トラブルにご注意!

※台風・豪雨・大雪・地震などの自然災害の後にトラブルが多くなります。

保険金が使えると勧誘する業者がきてもすぐに修理サービスなどの契約はせずに、まずは、ご加入先の損害保険会社または代理店にご相談ください。なお、トラブルにあった場合などにはすぐにお近くの消費生活センター等（消費者ホットライン：188番）にご相談ください。

トラブル

1

自己負担ゼロを強調

自己負担ゼロ!!

保険金を使えば
無料で修理できますよ。
保険申請も代行します！



トラブル

2

強引な
契約

このままでは危ないので
早く修理しましょう!!

契約書はあとで
持ってきますよ。



トラブル

3

うその理由
で請求

古くなったところも
先日の台風のせいにして、
保険金を
請求しちゃいましょう！



※うその理由による保険金請求は保険金詐欺に該当するおそれがあります。

トラブル事例を YouTube でもご覧いただけます。

日本損害保険協会ホームページ
「住宅の修理に関するトラブルにご注意ください」
<https://www.sonpo.or.jp/news/caution/syuri.html>



住宅修理やリフォームに関し、「保険金が使える」と言って勧誘されたときは、修理サービスなどの契約前にご加入先の損害保険会社または代理店にご相談をお願いいたします。